⑶　上記⑴の担保権について仮登記の実施が留保され、かつ管財人が仮登記の設定登記申請手続に必要な書類を当該担保権に係る担保権者に交付している場合において、管財人が当該担保権者に対して事前に請求したときは、当該担保権者は、当該不動産の決済引渡日の５日前までに、当該書類を管財人に返還する。

第５節　更生手続終結時の担保権の取扱い

更生担保権者のうち更生会社の有する不動産に担保権（本章第１節の規定により更生計画認可決定後も存続するものに限る。）の設定を受けている者であって、更生手続の終結後における当該不動産の競売を希望する者（以下、本節において「対象更生担保権者」という。）は、更生手続の終結決定がなされることが具体的に見込まれる時点以降において、管財人に対し、更生手続の終結後における当該担保権に基づく当該不動産の競売を裁判所の許可を受けて可能とするための措置を講じることについて、協議を求めることができる。なお、当該措置においては、当該担保権の被担保債権たる対象更生担保権者の有する更生担保権は、原則として、当該不動産又は当該不動産の換価処分金のみを引当てとする（但し、当該換価処分金のうち債権者への配当に充当し得る金額が、当該被担保債権の金額を超過する場合又は当該被担保債権の金額に不足する場合の更生担保権の取扱いについては、法令上可能な限度で、第３章第１節第１款第１項⑶、同款第２項及び第３項、並びに、同節第２款第２項に定める処分連動方式に準じることを目途とする。）。また、更生手続が終結した後においては、当該措置は、裁判所の許可を要することなく、更生会社と対象更生担保権者との間の協議により行うものとする。

第９章　未確定更生債権等の取扱い

第１節　更生債権等査定申立て

１　未確定更生担保権

別表18―１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権については、査定申立てがなされ、現在係属中である。

２　未確定一般更生債権

別表18―２「未確定一般更生債権一覧表」記載の一般更生債権については、査定申立て又は訴訟手続受継の申立てがなされ、現在係属中である。

第２節　未確定更生債権等の措置

１　未確定更生担保権

⑴　確定前の取扱い

別表18―１「未確定更生担保権一覧表」記載の未確定更生担保権については、確定するまでの間、管財人が一般更生債権として認めている部分については一般更生債権と同様に取扱うこととし、第３章第４節の一般更生債権の権利の変更と弁済方法の定めを適用して弁済する。

⑵　確定後の取扱い

別表18―１「未確定更生担保権一覧表」記載の未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については、第３章第１節の更生担保権の権利の変更と弁済方法の定めを、一般更生債権として確定した額については、第３章第４節の一般更生債権の権利の変更と弁済方法の定めを、それぞれ適用して弁済する。この場合において、上記⑴に基づく確定前の既払額は、それぞれ権利変更後の弁済額に充当し、充当後において既に弁済期が経過している未払金がある場合には、その金額を確定後の最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

２　未確定一般更生債権

別表18―２「未確定一般更生債権一覧表」記載の未確定一般更生債権が確定したときは、その確定債権額については、第３章第４節の一般更生債権の権利の変更と弁済方法の定めを適用する。確定期において既に弁済期が経過している未払金がある場合には、その金額を確定後の最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

第10章　その他の必要的記載事項について

会社更生法第167条第１項第６号及び同第７号に規定する事項は、存在しない。

別表１―１ないし18―２　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第１１号

大阪市中央区本町４丁目１番７号

更生会社　日綜不動産株式会社

1　決定年月日　平成22年３月31日

2　主文　本件更生計画を認可する。

3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯

第１節　更生会社の沿革（省略）

第２節　更生手続開始の申立てに至った経緯（省略）

第３節　更生手続開始の申立てから更生手続開始決定までの経緯（省略）

第４節　更生手続開始決定後の経過（省略）

第５節　経営の状況（省略）

第２章　更生計画の基本方針

第１節　用語の定義

本更生計画案で使用される以下の用語は、それぞれ以下に定義した意味を有する。

「上振れ部分」

「関係更生担保権者」に対する弁済額が「関係確定更生担保権額」を上回った場合の当該超過部分をいう。

「仮弁済」

「プロジェクト」に含まれる各「販売用不動産」を販売する毎に実施する弁済又は「販売用不動産」若しくは「非販売用不動産」の売却後経費等確定前に実施する弁済であり、「本弁済」との間で精算が予定されるものをいう。

「関係確定更生担保権額」

「関係更生担保権者」が「販売用不動産」又は「非販売用不動産」に関して有する更生担保権の確定額をいう。

「関係更生担保権者」

「販売用不動産」又は「非販売用不動産」に関し、更生手続開始決定日において、土地又は建物に抵当権等の担保権（建築中の建物の占有に基づく商事留置権を含む。）を有していた更生担保権者をいう。更生計画認可決定確定前に、当該担保権を裁判所の許可を得て担保変換した場合の変換後の担保権を有する者も含む。

後順位の担保権者については、当該後順位の担保権者について確定した担保目的物の価額について、先順位の担保権者全員への弁済額上限までの弁済後なお余剰があることにより、当該後順位の担保権者に対しても割付けがある場合に限る。但し、当該後順位の担保権者に対して割付けがない場合であっても、当該後順位の担保権者と同順位の他の担保権者について確定した担保目的物の価額について、当該同順位の他の担保権者に対して割付けがある場合は、当該後順位の担保権者も、当該同順位の他の担保権者とともに、「関係更生担保権者」に含むものとする。